

・ 報酬額の表示 ・

賃貸の仲介手数料
月額賃料 × 50% + 消費税

売買の仲介手数料	
200万円以下の部分	5% + 消費税
200万円以上、400万円以下の部分	4% + 消費税
400万円以上の部分	3% + 消費税
※ 宅地建物取引業法第46条に規定された計算式を算出根拠としています。	

計算 (例)	売買価格 1,680万円の場合 (税抜)		
200万円迄の部分	200万円 × 5% = 10 万円	計	¥564,000
200万円超 400万円迄の部分	200万円 × 4% = 8 万円		
400万円超の部分	1,280万円 × 3% = 38.4万円		
速算方式 (売買価格 × 3% + 6万円)		同じ	
	1,680万円 × 3% + 6万円	計	¥564,000

当社では、左記の計算式に基づいた報酬額を、頂戴しております。

こちらの計算式は、宅建業法上に規定されている正規の報酬額の計算式となります。
 売買価格が400万円を超える場合には、速算法式にて、計算させて頂いておりますが、どちらの方法で計算しても、同じ金額となりますので、ご安心下さい。
 図にある、+6万円の部分は、速算方式で計算した際の調整額となります。別々に分解して算出した額との差額を埋める為のものであり、別途に費用が発生する訳ではございません。

賃貸借契約に係る仲介手数料につきましては、賃料の0.5ヶ月分(半月分)を頂戴しております。全て、課税対象となりますので、算出額に消費税を加算した額が、ご請求金額となります。

